



オリジナル限定特典

はじめの 一歩

～資産凍結対策編～



目次

1. 資産凍結リスクとは？	3
2. 資産凍結リスクの対策	
2－1. 前編	16
2－2. 後編	28
3. Bondsについて	35
4. 免責事項	36



資産凍結対策のエキスパートが教える

知っているのと
知らないのでは大違い！
資産凍結とは？



WEBでも公開中！



知っているのと知らないのでは大違い！ 資産凍結とは？

日本の少子高齢化が進んでいます。総務省の発表では**2019年65歳以上**の割合が**28.1%**と発表されました。

つまり日本の人口の**4人に1人以上が65歳以上**ということになります。

少子高齢化になると様々な問題が発生すると言われていきます。有名なところでは「若者がいないための労働力不足」「税金の負担」などが上げられます。

「資産凍結」という言葉をご存知でしょうか？現在はあまり認知度がないですが高齢化社会の社会問題として徐々にニュースなどで取り上げられてきています。

資産凍結の関連情報やその対策は、「自分が元気な時に必ず知っておきたい知識」です。

特に社員を守る立場である、オーナー様や経営者様はしっかりと学ぶことをおすすめいたします。

資産凍結とは？



お金について勉強中のレイ子

いろいろと調べたのですが・・・
イマイチよく分からなくて????

資産凍結対策のエキスパート采田（わけた）

大丈夫ですよ！
分かりやすく説明しますね！



30代の私にはあまり関係ないのかな？って感じているところもあって・・・

まだまだ大丈夫、と思いますよね。それもそのはずです。
資産凍結の対策に関する情報があまり多く提供されていないんです。



どんな情報なんですか？

資産凍結とはその名の通り「資産が凍結される」ことを差します。

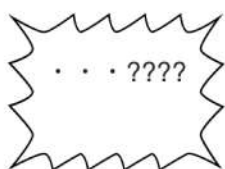
資産が凍結される条件の代表例は以下の3つです。

- 1.認知症による判断力低価
- 2.脳梗塞の後遺症によって物事の判断ができなくなる
- 3.事故の後遺症によって物事の判断ができなくなる

この中でも特に多いのが認知症による資産凍結です。
厚生労働省の発表によると、2025年には5人に1人が認知症の時代と言われています。

出典：公益財団法人 日本ケアフィット共育機構

「自分は大丈夫」と思っている方も多いと思いますが、
認知症はとても身近な病気で、誰にでもなりうる可能性があります。



そこで、レイ子さんに問題です。
銀行口座が凍結された金額は日本でどれくらいあると思いますか？



まったく、想像つかないです！

【答え】

認知症によって銀行口座凍結した金額は、1995年約49兆円、2015年で約135兆円、そして、**2030年には約215兆円**になるだろうと予想されています。

また認知症の方は2015年では約500万人です。65歳以上の方ですと7人に1人です。80歳以上ですと2人に1人です。2025年には約700万人になると予想されています。65歳以上の方ですと5人に1人となります。

2015年時点の金額で、現在の国家予算(*)より多い金額になります。



※2020年3月27日時点2020年度の予算案構成：102兆6580億円

出典：時事ドットコムニュース

資産凍結されると、どうなるの？

資産凍結されると以下の事ができなくなってしまいます。

- 1.資産の処分**
- 2.資産の移動**
- 3.資産の売買**

資産というのは株式取引や、土地売買なども含みます。つまり取引途中であったとしても資産凍結をされると何もできなくなるという状態になってしまいます。

また相続や遺産分割協議もできなくなり、家族間・遺族間のトラブルの引き金となってしまいます。

こういった状態になる前に、事前の準備をすることが大切といえるでしょう。



こんなに大切なことを学校でも教えてくれないし、なぜ誰も知らないのですか・・・。

実は、祖父が今年で80歳を迎えるんです。

まだ元気だし、関係ないや～なんて考えていましたが、人ごとじゃないですね。さっそく、家族にも伝えます！

レイ子さんのおじい様に限ったことじゃないんですよ。
仮にレイ子さんが認知症になったと仮定したら、
誰にご自分の資産の管理をしてもらいたいのですか？



に、に、認知症・・・私が？
それは、もちろん、家族です！

そうですね。お父様やお母様、そしてご主人やお子さんに管理してもらいたいですよね。

家族でなく勝手に今まで会ったこともない第三者に決められたら・・・どうでしょうか？



早く結婚して、管理してもらえる旦那さんを見つけまーす????



それより、今まで会ったこともない第三者に決められるなんて
絶対にいやです！

判断能力を失ったら資産は動かせない？

現在の日本は判断能力を失った場合、家庭裁判所が「成年後見人」を選びます。

成年後見人制度を簡単に説明すると、判断能力を失った人の資産を管理し、不当な契約から守ることができる制度です。

「資産運用を誰に任せたいですか？」と質問するとほとんどの人が「家族」と答えると思います。

しかし現状の成年後見人制度では、家族が選ばれるのは23%で、弁護士等の専門職が選ばれるケースが77%になっています。

成年後見人制度とは？

簡単に説明！

判断能力を失った人の資産を管理し、不当な契約から守ることができる制度。

「資産運用を誰に任せたいですか？」と質問するとほとんどの人が「家族」と答えると思います。

しかし現状の成年後見人制度では、**家族が選ばれるのは23%**で、**弁護士等の専門職が選ばれるケースが77%**になっています。つまり、自分が判断能力を失ってからだと家族に資産運用をしてもらうのが難しい状況になってしまいます。

また弁護士等をお願いすると、毎月報酬もかかってしまうんですよ。
自分の判断能力を失う前に事前に、動いておく必要があります！



ちょっと待ってください！
会社経営者の場合、どうなるんですか？

経営者・オーナー様は特に事前準備が必要！

経営者・オーナー様はその会社の顔であり、大黒柱です。そういった方が判断能力を失ってしまった場合、大変な事態になってしまいます。

特に影響があるのが銀行などの取引先関係です。

過去に締結がしてある契約が、認知症によって破棄されることや、返済期間が変更され一括返済を要求されることはありません。

しかし、「返済の遅延」をした場合、状況が変わります。

今まで少しの遅延を容認していた金融機関も態度を変える事例もあります。

金融機関側からすると少しでもリスクがある企業との取引は打ち切りたいと思うのが本音のため、対応が急変する可能性があります。

また取引企業も「判断能力を失った経営者」の会社と取引をするのはリスクが高いため、仕事の発注がどんどん減り、会社全体に大きな影響を及ぼす可能性があります。しかし、判断能力を失うことを防ぐことは非常に難しいです。「認知症にならないければいい」「不慮の事故に合わなければいい」というのは現実的に不可能です。

そうなる前に、「後継者を育てる」「元気なうちにリスクマネジメントをしておく」ことが
経営者としての責務と考えます！



しっかり事前に対策をするに限りますね！

事前対策を専門家に相談しよう

自分が判断能力がなくなる前にしっかりと専門家に相談することをおすすめいたします。

自分のためだけではなく、家族のため、会社のためを思って事前対策をしていきましょう。



一人で悩まずにまずは相談ですね！

家族や社員、大切な人たちを守るため事前対策を行っていきましょう！
次のコーナでは、具体的な**4つ対策方法**について説明しますね！





資産凍結対策のエキスパートが教える

資産凍結リスク対策！

～前編～



WEBでも公開中！



他人事じゃない！資産凍結対策はどうしたらいい？～前編～

資産凍結は他人ごとではなく自分の身近なものというのをご理解いただけましたでしょうか？

認知症や判断能力がいつなくなるか誰にもわかりません。

そのために、事前に資産凍結の準備をしておく必要があります。今回は具体的にどういった対策をすべきかをお伝えしていきます。

こういった対策をすべき？対策方法をご紹介します

資産凍結対策のエキスパート采田（わけた）

今回は4つの方法のうち、お金をかけないでできる方法もお知らせします！



お金について勉強中のレイ子

お金をかけないでできる対策？そんな方法はあるんですか？

自分の判断能力がなくなる前に以下のことをしておきましょう。具体的には以下の4つがあげられます。

- ① お金をかけないでできる方法
- ② 任意後見制度を活用する
- ③ 家族信託
- ④ 現預金を凍結させない特別な方法

今回は、まず①と②を解説いたします！



1. お金をかけないでできる方法

対策として2つがあげられます。

1. キャッシュカードを作っておく
2. 定期預金を解約して普通預金に入れておく

一つずつご紹介します。

1-1 キャッシュカードを作っておく



キャッシュカードって今どき、みんなつくっているんじゃないですか？
(私だってもってますもん)

そうですね。ただ、ご高齢の方はつくられていないケースもあるんですよ。



キャッシュカードですがカードを作っておくと A T M から現金を引き出すことができます。

「キャッシュカードを作っていない人いるの？」と思われるかもしれませんが、ご高齢の方はキャッシュカードを作っていないパターンが意外とあります。

また暗証番号を家族間で共有することで、本人が番号を思い出せなくても対応することができます。

普段からしっかり信頼関係を結び、情報を共有していきましょう。

1-2 定期預金を解約して普通預金に入れておく

定期預金は本人以外解約することができません。そのため資産凍結をされた場合、家族ではどうすることもできなくなってしまうです。

すべての定期預金を解約する必要はありませんが、ある程度普通預金に入れておくことで資産凍結のリスクを回避することができます。



なるほど、本人でなければ解約できないですね。そうなれば、...？凍結されてしまいますよね。

そうです。定期預金はすべてとは言いませんが、解約して普通預金に入れておいたほうがいいですね。普通預金にあれば、後ほどお話ししますが対策として別の方法も使えるんですよ！



2. 任意後見人制度を活用する



任意後見人制度？

そうなんですよ、なかなか知れ渡っていないんです！
わかりやすいように現状の問題点も含めてお話ししていきますね。



任意後見人制度は自分が判断できるときにしか活用できない制度です。

自分自身がしっかりしているときに任意後見人制度を活用しましょう。

では、わかりやすいようにたとえ話で。

仮にれい子さんのお父さんが認知症になられたら、お父さんの資産管理を誰にしたいですか？



もちろん、家族です

多くの方はれい子さんと同じく、ご家族に資産管理をしてもらいたいとおっしゃいます。しかし、ご家族でなく第三者に勝手に決められたどうですか？



えー、絶対にいやですね。そんなこともありえるんですか？

はい、多くはそうなんです。準備をせずに、認知症になってしまったら『成年後見人』が資産管理をすることになります。**それによって、約1,000万円も損するとも言われています！**



1,000万円！結構な金額ですね……。どうということですか？

自分が認知症になったとき誰に資産管理をしてもらいたいですか？ほとんどの人が「家族」と答えると思います。

しかし、事前準備をしなかった場合「成年後見人」が資産管理を行います。成年後見人は家庭裁判所が決めますが、家族が選ばれるとは限りません。

割合でいうと家族は**23%、77%は専門職（弁護士、司法書士等）**が選ばれています。

成年後見人は途中でストップすることができず、始まったら亡くなるまで続くことになります。

成年後見人には報酬も発生します。家庭裁判所が決めますが、**管理財産が5,000万円以下で月額3～4万円管理財産が5,000万円超で月額5～6万円**と言われています。



これが**20年**続いた場合、**5,000万円**越えの資産を持っている人の成年後見人は

▶ 月額5万円 × 12ヶ月 × 20年間 → 1,200万円

1,200万円の報酬を得ることができます。

特に資産が多い経営者の方は**5,000万円**の資産を持っている方もいらっしゃると思います。

家族ではなく、専門職の人に支払うとなると少し複雑な気分になる人も多いと思います。

これを回避するには先ほどお伝えした「任意後見人制度」を活用することが大切です。



安心しました。ある日突然、父の財産が家族でなく今まで会ったこともない人が管理するのはかなり抵抗があります。きっと、父本人もそう思いますよ。

ただし、それには事前に準備が必要なんです。詳しく説明しますね！



任意後見人制度とは？

任意後見人制度は自分の元気なうちに、家族を管理者に決めておくことが可能です。

つまり自分が認知症になったとしても、自分の資産管理を家族に任すことができます。

任意後見契約を締結しておくことで今後の資産管理が安心することができます。

しかし例外もあります。

監督人・家庭裁判所から監督を受ける、生前贈与、相続対策は困難、不動産、自社株の処分は困難等です。



これはまた別の対策があるため次回お伝えしていきます。



その別の対策方法についても、気になります！



例外はありますが、自分がしっかりしているうちに任意後見人制度を活用することで資産を守ることができます。

特に従業員の生活も背負っている経営者の方は任意後見人制度をしっかり決めておくことが大切といえるでしょう。



資産凍結対策のエキスパートが教える

資産凍結リスク対策！

～後編～



WEBでも公開中！



他人事じゃない！資産凍結対策はどうしたらいい？～後編～

前編で「**お金をかけないでできる方法**」と「**任意後見制度を活用する**」ことをお伝えしました。

しかしこの方法だけでは資産凍結の対策を完璧にしたとは言えません。

今回はさらに深掘して対策のご紹介をしていきたいと思います。

今回は4つの方法のうち、家族信託を活用した方法含め残る2つの方法をお知らせします！



こういった対策をすべき？対策方法をご紹介します

ここで前半のおさらいです！



自分の判断能力がなくなる前に以下のことをしておきましょう。

具体的には以下の4つがあげられます。

- ① お金をかけないでできる方法
- ② 任意後見制度を活用する
- ③ 家族信託
- ④ 現預金を凍結させない特別な方法

今回は③と④をご紹介します。

3.家族信託

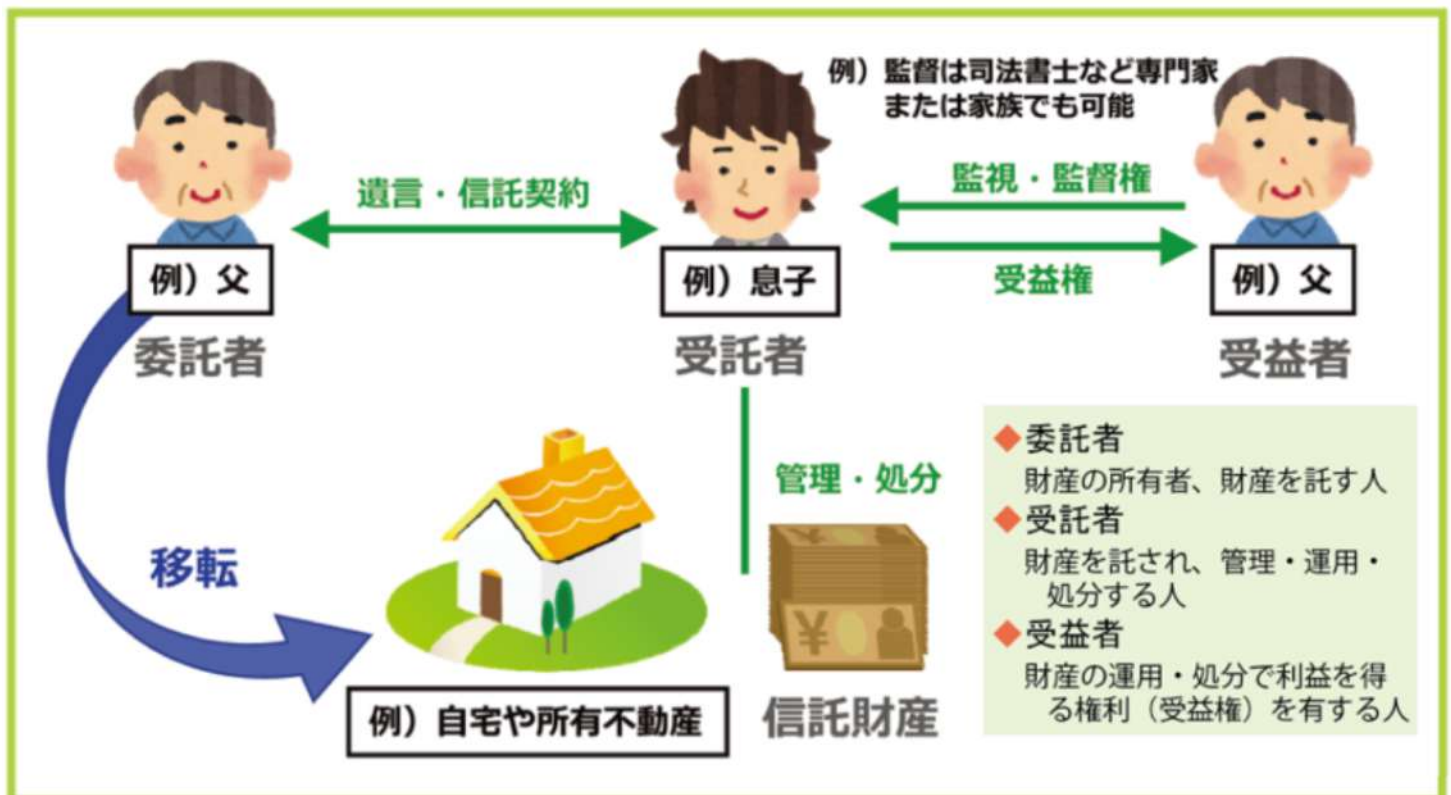
資産というと何を思い浮かべますか？



お金です！！現金！！（自信满满★）

お金と答える人も多いと思いますが、株式や土地、家などの建物も資産として計上されます。

家族信託とは、**一定の目的に従って信託する家族に、財産の管理、運用、処分を託す制度**です。



②でご紹介した「任意後見制度」はお金などを守ることではできても、不動産の売却などをすることはできません。

例えば、認知症が発生する前に父親が「将来介護施設に入居するとき家を売却したい」と話していたとします。

しかし父親が認知症になった場合、父親本人は家を売却することができないのはもちろんのこと、周りの人も売却することができません。

こういった状態になる前に、家族信託を活用し信頼できる人を任命しておけば、家を処分することができます。

この家の処分には家庭裁判所などの審議は必要なく、家族信託を活用することでスムーズに物事を進めることが可能です。

この制度は特に経営者の方はしっかりと意識しておきましょう。自社株を**100%**持っている自分が認知症になった場合、自社株の行方はどうなると思いますか？

本来後継者として渡したかった人に届かない可能性も発生し、会社の流れや業績にも大きな影響を及ぼします。

株式のほかにも「会社の不動産売却」や「担保設定等の契約行為」の影響を及ぼします。こういった事が発生してしまうと自社内だけのことでなく、取引先にも迷惑がかかってしまいます。

自分の会社を守るために、すぐにでも家族信託の制度を活用することを推奨します。

4.現預金を凍結させない特別な方法

そもそも現預金はどうして凍結させるのでしょうか？凍結させる前提として本人の資産を守ることがあげられます。

認知症や判断能力がない時に誤った契約をしたり、意図しない資産運用をさせないために資産を凍結させています。

皆さんは自分の財産を誰かに贈与したいと思っていませんか？多くの方は「家族」と答えると思います。しかし何も対策をせずに認知症になった場合、贈与されない可能性が発生します。

元気なうちにしっかりと対策をして、贈与したい方に正しく与えられるようにしていきましょう。

対策として元気なうちに移しておきたい金融資産を決めてみなし贈与プランと言われる方法を活用してきましょう。

みなし贈与プランは元気なうちは、本人が使うことができます。そして元気なうちに契約者を家族に変更します。

そうした場合、認知症になったとしても、家族が資産を使うことができます。

ポイントは「元気なうちに契約者を家族に変更」することです。認知症になった後では遅いので注意しましょう。

5.事前準備は何よりも大切！

資産凍結について4つの対策をお伝えしました。

すべてに共通して言えることは「元気なうちに対策を行っていくこと」です。

いつどこでどうなるかは誰にもわかりません。もしかしたら明日急に判断能力がなくなる可能性も0ではありません。

事前準備をしておくことで、自分自身を安心することはもちろんですが、周りの人も安心することができます。

自分のため、会社のため、家族のために資産凍結について真剣に考えて対策を練っていきましょう。

Bondsについて

【Bondsとは？】

相続・事業承継の専門家として、皆様の大切な資産をお守りする為に立ち上げた会社です。個人・企業・地域との「絆（Bonds）」を大切に、関わるみなさまや社会の発展に貢献させていただきます。

【主な取り組み】

・認知症等による資産凍結セミナーの開催



資産凍結のリスク及び対策について広く周知したいと考え、月に2回定期セミナーを開催中です

 **詳細は[こちら](#)**

・YouTube配信



時間や場所に縛られず、いつ・どこでも情報を入手して頂きたい。そのような考えで、資産凍結リスクに関する情報を中心にYouTube配信を行っております。

 **詳細は[こちら](#)**

免責事項

【提供する情報について】

当情報および当資料ダウンロード元のWebサイトに掲載している情報の正確さについて、可能な限り努力していますが、その正確性や適切性に問題がある場合、告知無しに情報を変更・削除する場合があります。

また、当資料を用いて行う一切の行為、被った損害・損失に対しては一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

【著作権について】

当資料の著作権は当社にあります。

当資料のコピー、転載、流用、転売等、ダウンロードされたご本人以外のご利用は固くお断りさせていただきます。

情報をご紹介いただく際には、当サイトへのリンクをお願い致します。

以上